

整理番号			評価対象プロダクト名					
項番			大分類	中分類	要件	確認項目	主要要素	評価基準
大分類	中分類	小分類						
1								
1	1		サービス全体	サービス内容	サービス内容の確認	サービスが実施する内容について、サービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	サービス提供に際して、サービスの内容について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
	2				サービス内容の法令順守	サービスが実施する内容について、法令並びに業界標準に沿ったものであることについてサービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書	サービス提供に際して、仕様/規約について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
	3			サービス内容に関わる第三者の明確化	サービス内容に関わる第三者（サービス連携先、業務委託先）とのかかわり方(委託、第三者提供)についてサービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書	サービス提供に際して契約書/利用申込書に、サービス内容に関わる第三者（サービス連携先、業務委託先）が洗い出されており、第三者とのかかわり方(委託、第三者提供)と契約内容について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること	
	4			サービスに関わる権限の管理の実施	サービスに関わる権限が適切に設定され管理されていることについて、サービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書	サービス提供に際して、役割と実施範囲について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること	
	5			サービス内容変更時の対応の明確化	サービス内容が変更になる際の契約者への対応について、サービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書	サービス内容が変更になる際の対応について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること	
2	1			サービス仕様	医療機関とサービス提供事業者との責任分界点の明確化	サービスにおける責任分界点および分界点からの責任範囲がサービス仕様として明記されており、サービス提供側、受益側の双方が了解していること（責任分界点は、物理的な分界点とする）	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	サービスにおいて、契約者との責任分界点および分界点からの責任範囲について、サービス仕様として書面で明確にしていること なお、サービス事業者においてサービスの連携等を行う場合は、連携に係るサービス事業者の責任範囲も明確にしていること
	2				サービス稼働要件の明確化	サービスのメンテナンスに伴う停止がある場合の対応等、サービスの稼働要件がサービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書	サービス提供に際して、メンテナンス時等に、サービスの停止の有無やサービス停止による契約者の業務に与える影響の可能性について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
	3				ネットワークの終端に関わるサービス稼働要件の明確化	ネットワークの終端（ルータ、USBキー、ソフトウェア等）に対するメンテナンス等にかかる稼働要件がサービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書 ルータ仕様書	サービス提供に際して、ネットワークの終端（ルータ、USBキー、ソフトウェア等）に対するメンテナンス等の有無、利用サービス停止の有無、ならびにメンテナンス・サービス停止によってサービスを利用する契約者の業務に与える影響の可能性について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
3	1			情報の管理	サービスを利用する契約者に関する情報の管理	サービス提供に際してサービス提供事業者が受け取る契約者に関する情報について適切に管理されていること	契約書	サービス提供に際して、受け取る契約者に関する情報についての扱いについて、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
4	1			事業継続性	障害時の体制の明確化	システム障害や自然災害等によりサービスが停止し、業務が中断する状態が起こった際の体制が構築され、連絡先並びに責任者についてサービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	サービス提供に際して、障害発生時の連絡先並びに責任者について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
	2				障害時の対策方針の明確化	システム障害や自然災害等によりサービスが停止し、業務が中断する状態が起こった際の復旧・管理方針についてサービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	サービス提供に際して、障害発生時の対応方針について、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
	3				障害時の対策の明確化	システム障害や自然災害等によりサービスが停止し、業務が中断する状態が起こった際の復旧・管理策について定められていること	事業継続対策書	サービス提供事業者として、障害時の対策について書面で明確にしていること
5	1			運用	サービス提供事業者のユーザ向け体制	ユーザの問合せに十分に対応できるヘルプデスクが構築されていること また対応時間や対応方法についてサービス仕様書に明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 運用仕様書 サービス仕様書	サービス提供に際して、サービス稼働要件にて合意した範囲内でのユーザサポートが可能なヘルプデスクが構築されており、サポート業務の要件に関して、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
	2				サービス提供事業者のサービス連携先向け体制	サービス連携先であるオンライン資格確認システムならびにオンライン請求システムの運営主体との連絡体制が構築されていること	運用仕様書	サービス連携先との密な連携ができるよう、連絡体制が構築されていること
	3				メンテナンス日時の告知	メンテナンス等によりサービスを休止する際、サービスの休止状況やユーザへの事前通知ができる体制が構築されていること またそれらが契約内容に明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	運用仕様書 サービス仕様書	メンテナンスを行う日時については、医療機関等への周知が十分にいきわたるよう、十分に期間をおいたユーザへの周知に関して、サービスを利用する契約者に書面で明確にしていること また、同様にサービス連携先に対しても十分に期間をおいた周知を行い、ユーザへの影響を最小限とする運用仕様を定めていること
	4				サービスの状態の監視	サービスに対して必要となる監査ログが取得できること	運用仕様書 サービス仕様書	監査ログによって利用者からのサービス利用履歴が取得可能なこと 監査ログ等の取得によりトラブルシューティングができるような仕組みを整えていること
	5				システム障害防止のための設備管理	システム障害からの被害を最小限に抑えるため、守るべき設備要件を整え、管理を行うこと	事業継続対策書 サービス仕様書	運用マニュアル等が整備されており、守るべき設備について明記され、設備の運用管理体制が明確になっていること
	6					速やかなサービス復旧を目的とした事前対策としてバックアップを行うこと	運用仕様書 サービス仕様書	速やかなサービス復旧を目的とした事前対策としてバックアップを実施することに対して明記されており、適切な運用管理がなされていること
	7					ログ、バックアップ等について、対象、保管場所、保管期限、世代管理を定めて保管してあり、保管期限終了後は適切に削除されていること	運用仕様書 サービス仕様書	運用規約が整備され、データ保全等についての明確に規定されていること 運用マニュアル等が整備され、ログ、バックアップ等について対象、保管場所、保管期限、世代管理についての規定がされていること 不要データの廃棄についての規約が明確であり、適切に運用されていること

整理番号					評価対象プロダクト名			
項番			大分類	中分類	要件	確認項目	主要要素	評価基準
大分類	中分類	小分類						
2								
1	1	サービス拠点(サービス提供事業者の拠点等、中継接続拠点)	サービス拠点の物理セキュリティ	入館に対する制限	サービスを提供する拠点に対して、入館する際に制限が行われていること	ビル入管規程 運用仕様書	拠点の入館/作業について、明確な規約があり、入館者の履歴/作業項目が管理されていること 可搬媒体等を持ち込/持出については原則禁止とし、やむをえず実施する場合は、管理者の許可を取り、履歴を取るよう管理されていること 作業者は個人認証を受けること	
	2			領域に対する入室管理	サービス拠点内において、領域が定められており、サービス仕様に基づく権限に応じた領域内への立ち入りについて管理されていること	ビル入管規程 運用仕様書	拠点内においてエリアが定められており、立ち入る人について制限をかけた管理されていること エリアに対して立ち入りを行う際には履歴/作業項目が管理してあること 作業者は個人認証を受けること	
	3			システムの設置場所	システムを設置する環境として、物理的に隔離されており、管理権限を持った者のみが扱えるようになっていること	ビル入管規程 運用仕様書	システムが設置する場所について、施錠管理されたエリアに配置してあり、管理権限を持った者により管理されていること システム機器が格納されたラックは施錠管理され、管理権限を持った者により管理されていること ラックの開錠/ラック内の機器に対する作業/ラックの施錠等についての履歴/作業項目が管理されていること 作業者は個人認証を受けること	
2	1		サービス拠点の技術セキュリティ(ネットワーク) (拠点内部)	サービス拠点内のネットワークの構成	サービス拠点内においてサービス提供のためのネットワークとその他のネットワークについて分離していること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	提供サービス以外のサービスに対して、ネットワークセグメントが分離されていること	
	2			提供サービス毎の脅威拡散防止のための通信経路の分離	(サービス拠点で複数のサービスを提供している場合) 脅威拡散防止のため、提供サービス毎の通信経路を分離していること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	提供サービス毎に接続分解点を明確し、ネットワークセグメントについて分離され、相互に影響を及ぼさない構成になっていること	
	3			サービス拠点内での十分に安全が確保された区画を接続の起点としたアクセス	十分に安全が確保された区画からの他の区画に対するサービス拠点内部での通信を原則禁止すること やむを得ず通信を行う場合は、内部プロキシ等の機能を用い、アクセス元/先並びに通信内容について特定可能にしてあること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	サービス拠点内では他の区画との通信を原則禁止すること やむを得ず通信を行う場合は、内部プロキシ等の機能を用い、アクセス元/先並びに通信内容について特定可能にしてあること	
	4			サービス拠点内の十分に安全が確保された区画を起点とした外部への接続	十分に安全が確保された区画からの外部に対する通信を原則禁止すること やむを得ず通信を行う場合は、改ざんや侵入から守るため、外部への接続に対してセキュリティ機能を整備し、対策を実施すること また、内部プロキシ等の機能を用い、アクセス元/先並びに通信内容について特定可能にしてあること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	十分に安全が確保された区画からの外部に対する通信を原則禁止すること やむを得ず通信を行う場合は、改ざんや侵入から守るため、外部への接続に対してセキュリティ機能を整備し、対策を実施すること また、内部プロキシ等の機能を用い、アクセス元/先並びに通信内容について特定可能にしてあること	
3	1		サービス拠点の技術セキュリティ(ネットワーク) (外部からの侵入)	他拠点との接続合意がされていない通信	他拠点と接続の合意がとれている通信のみを許可し、合意の無いアクセスを禁止していること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	他拠点と接続の合意がとれている拠点/端末同士の通信のみを許可し、合意の無いアクセスを禁止していること	
	2			サービス提供を受けるユーザの認証	不正な侵入・情報漏えいを防止するため、サービスの提供を受けるユーザの認証を実施していること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	不正な侵入・情報漏えいを防止するため、サービスの提供を受けるユーザの認証を実施していること	
	3			他拠点または外部ネットワークからの不正アクセス、不正侵入、情報漏えい等の脅威への防御対策	他拠点または外部ネットワークへの接続境界に防御装置を設置し、不正アクセス等のサービス妨害行為から防御すること また、サービス拠点の内部ネットワークに防御装置を設置することで、外部からの不正アクセス、不正侵入等を監視し、ウイルスによる脅威を未然に防止すること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	サービス提供の接続境界点に、適切な不正アクセス防御装置が実装されていること	
	4			外部ネットワークなどの外部からの攻撃(DoS的攻撃・不正形式パケットなど)の検知	ファイアウォール等のセキュリティ機器による対策がなされ、ポリシー設定が適切に行われているかを確認すること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	サービス提供の接続境界点に外部からの攻撃に対し、適切な防御装置が実装されていること	
4	1		サービス拠点の技術セキュリティ(ネットワーク) (監視)	ファイアウォールやプロキシなどの外部と直接接続している装置でのロギングによるアクセス監視の実施	外部ネットワークからの接続に関して、ログを取得する仕様となっており、監査またはユーザからの提供要請に応じることが常に可能であること	運用仕様書 ネットワーク構成図	外部と直接接続されている装置ではアクセス状況を常時監視し、ログを取得できること 監査またはユーザからの要求があった場合、必要に応じて、取得したログの分析結果を提供できること	
	1		サービス拠点の技術セキュリティ(端末、サーバ)	サービス拠点内におけるセキュリティパッチなどの更新機能の実装	サービス拠点を構成するサーバ/端末などに対しては、適切にセキュリティ更新が実施され、セキュリティホールに対する攻撃の対策が実施されていること。	運用仕様書 ネットワーク構成図	サービス拠点を構成するサーバ/端末について、必要なセキュリティパッチを実施していること セキュリティパッチについて、インターネットより直接ダウンロードせずに、間接的に配布すること	

整理番号					評価対象プロダクト名			
項番			大分類	中分類	要件	確認項目	主要要素	評価基準
大分類	中分類	小分類						
3								
1	1		接続サービス	サービス内容	接続先拠点との通信に関する合意	サービス仕様に基づき合意された内容に沿った通信の設定がされていること 通信の合意をしていない拠点との通信やアクセスができないようになっていること	サービス仕様書	サービス仕様に基づき合意された内容に沿った通信の設定がされていること 通信の合意をしていない拠点や端末との通信やアクセスができないようになっていること
	2				サービス連携先の接続先に対する 導通確認	サービス提供事業者は、サービス連携先であるオンライン資格確認システム ならびにオンライン請求システムに対して導通確認を行うこと また、オンライン資格確認システムならびにオンライン請求システムが付帯して 提供するシステムに対しても導通確認を行うこと	サービス仕様書 ネットワーク構成図	オンライン資格確認システムならびにオンライン請求システムならびに付帯して提供するシステムに対して導通確認を行った結果をもって サービス仕様、ネットワーク構成図等で明確にしていること
	3				サービス内容に関する責任分界 点の明確化	通信する内容に対して、暗号化などのセキュリティ対策についてサービスを利用 する契約者側で対応することについてサービス仕様で明記されており、契 約者と確認していること	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	サービス仕様において、通信路に流すデータに対して暗号化を行うことについて、要求事項としてサービスを利用する契約者の同意を得 るためにサービス仕様として書面で明確にしていること
	4				サービス利用に関する禁止事項の 明確化	サービス利用時の禁止事項について、利用者に対する要求事項として、 サービス仕様で明記されており、サービスを利用する契約者と確認しているこ と	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	サービス仕様において、サービス利用時の禁止事項について、要求事項としてサービスを利用する契約者の同意を得るためにサービス仕 様として書面で明確にしていること
	5				医療機関内のセキュリティ対策の 必要性の説明責任	医療機関のセキュリティを守るために端末装置の設置個所から医療機関外 までのセキュリティ対策を別途行う必要があることがサービス仕様で明記され ており、サービスを利用する契約者と確認していること (端末装置とそれに接続される機器の安全管理を含む)	契約書 サービス仕様書 サービス説明書	医療機関のセキュリティを守るために端末装置の設置個所から院外までのセキュリティ対策を別途行う必要があることがサービス仕様 に明記されており、サービスを利用する契約者の同意を得ていること
	6				マルウェア感染への対策	万が一、ある医療機関・薬局がマルウェア等に感染した場合、他の医療機 関・薬局への攻撃を抑制するため、他医療機関・薬局間での通信が不可と なるよう、アクセス制御等を実施していること	サービス仕様書 ネットワーク構成図	オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システム等の定められた接続先以外への通信が遮断されるように、アクセス制御等 を実施していること。
	7				ロギングによるアクセスの監視	接続サービスとしてアクセスログを取得する仕様となっており、監査またはユー ザからの提供要請に応じることが常に可能であること またユーザからの要求に応じて、ログの解析結果を提供できること	運用仕様書 サービス仕様書	通信変換拠点においてアクセスログを取得し、トラブルシューティングが可能な仕組みを有していること 端末装置においてログ機能等を用い、トラブルシューティングが可能な仕組みを有していること ユーザからの要求に応じて、監査ログの内容を要求できることが明示されていること また、ログを取得した場合、ログ内部に平文の通信内容が含まれないこと
2	1			ネットワークに関するセキュリ ティ (セキュリティを確保するための 通信路を確立する装置やソフ トウェア)	端末装置等の設定変更/改ざん への対策	管理権限を持つもののみが端末装置等の設定を変更可能にするために、 端末装置等に対する権限管理を行うこと (接続されるシステムおよび外部ネットワークからの攻撃に対する対策を含 む)	サービス仕様書 端末装置仕様書 運用仕様書	管理者権限を持つもののみが設定変更可能にしてあること
	2				導入環境に対する要求事項の確 認	端末装置を導入する際に、サービスとしての使用環境に対する要求事項に 対して、サービスを利用する契約者と確認していること	契約書 サービス仕様書 サービス説明書 運用仕様書	サービス仕様書に使用環境に対する要求事項(環境、運用)についてサービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にして いること
	3				複数セッションに対する対策	サービスを利用する契約者に対して、サービス提供事業者の責任としてセ ッション間の回り込み回避の制御に関して明示されており、安全なセッション の確立を担保すること	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	安全なセッションの確立を担保する回り込み制御に関する方式について、サービス提供事業者の責任であることをサービス仕様で明示 し、サービスを利用する契約者の同意を得ていること
	4				端末装置のスループモードの禁止	通常の使用状態で外部ネットワーク側と接続システムが直接接続されな いこと	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	直接の回線が防御されていること
	5				接続サービスを利用するユーザの 認証機能	不正ユーザによる侵入・情報漏えいを防止するため、サービス提供を受け ているユーザを認証し、アクセスコントロールを行うこと	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	不正ユーザによる侵入・情報漏えいを防止するため、サービス提供を受けているユーザを認証し、アクセスコントロールを行うこと
	6				通信合意に対するアクセスコン トロール	通信の合意をしていない拠点との通信やアクセスができないようになっ ていること	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	合意された内容に沿った通信の設定がされていること 通信の合意をしていない拠点/端末との通信やアクセスができないようになっていること
	7				(サービス契約者拠点内部のアク セスコントロールを実現する場 合) 接続元の特定を行ったアクセ スコントロールを行う	サービス契約者拠点内部のアクセスコントロールを実現する場合、オンライ ン資格確認等システム及びオンライン請求システムへ接続する端末と、サー ビス契約者拠点内部ネットワークとの通信について、アクセスコントロールを行 うこと	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムへ接続する端末を起点とした通信については、オンライン資格確認等シ ステム及びオンライン請求システムに対するアクセスにのみ接続するようになっており、サービス契約者拠点内部ネットワークへ通信できない ようになっていること オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムとサービス契約者拠点内部ネットワークが通信できないようになっていること
	8				(サービス契約者拠点内部のアク セスコントロールを実現しない場 合) ネットワーク終端の端末に対 するアクセスコントロールに関する 契約者への求め	サービス契約者拠点内部のアクセスコントロールを実現しない場合、オンライ ン資格確認等システムならびにオンライン請求システムへ接続する端末に 対するアクセスコントロールをサービスを利用する契約者に求めること	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムへ接続するネットワーク終端の端末に関するアクセスコントロールを実施す ることを、サービスを利用する契約者に対して利用条件として明示し求めること (ネットワーク終端の端末からサービス契約者拠点内部ネットワークが通信できないようにすること、ネットワーク終端の端末を踏み台にし てオンライン資格確認等システム及びオンライン請求システムに通信させないこと等、これらを実現する例としてステートフルインスペク ション機能を有したルータの導入が挙げられる)
	9				(サービス提供事業者において、 サービスを連携させる場合) サー ビス連携先に対する安全性の確	サービス提供事業者の連携拠点において、連携するサービスごとの安全性に 影響を与えないように適切な制御を行うこと	サービス仕様書 端末装置仕様書 ネットワーク構成図	サービス提供事業者の連携拠点において、連携するサービスごとの通信に関する適切な制御が行われていること

整理番号					評価対象プロダクト名			
項番			大分類	中分類	要件	確認項目	主要要素	評価基準
大分類	中分類	小分類						
	3	1		通信変換拠点内での管理	通信変換拠点内での通信	(通信変換拠点がある場合) 通信変換拠点内での終端装置から終端装置までの通信について、十分に安全が確保された区画内で通信を行うこと	サービス仕様書 ネットワーク構成図	通信変換拠点内での通信が、十分に安全が確保された区画内で行われていること
	4	1		接続の方式 (オープンネットワーク) ・インターネット ・情報スーパーハイウェイ等 ・複数の法人で共用している 閉域網等	IKEのバージョン	現在有効なRFCに基づくIKEを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	IKEv2を利用していること
		2			IKEでの暗号アルゴリズム	安全性を認められた暗号アルゴリズムを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	AES-GCM, AES-CTR, AES-CBC, AES-CCM (128, 192, 256-bit keys)のいずれかを採用していること
		3			IKEでの整合性アルゴリズム/擬似ランダム関数	安全性を認められた整合性アルゴリズム/擬似ランダム関数を採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	HMAC-SHA256以上の安全性のある方式を採用していること
		4			IKEでの鍵交換	安全性を認められたDHグループを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	DHグループとして、Group14から21, Group24, Group28から30のいずれかを採用していること
		5			IKEの認証方式	安全性を認められた認証方式を採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	自動鍵配送付き事前共有鍵認証方式、デジタル証明書を用いたデジタル署名認証方式、EAP-TLSを採用していること(但し、事前共有鍵は128bit以上のエントロピーを有すること、デジタル証明書は、112ビット以上のセキュリティ強度を有すること) EAP-TTLSを用いる場合には、クライアント認証で用いる認証方式が安全性を認められた方式であることが客観的資料により示されていること
		6				デジタル証明書を用いたデジタル署名認証方式の場合は適切なIDペイロードタイプを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	Distinguished Name, FQDN, USER-FQDN, IPv4アドレスのいずれかを使用していること
		7			IKE SAの生存時間	暗号鍵の有効な時間を設定するため、Lifetimeを有限の値で設定していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	Lifetimeを24時間以内の値に設定していること
		8			IPSecによる暗号化	適切な通信モードを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	トンネルモードを採用していること または、閉域網、NWで盗聴が防止できる場合はトランスポートモードも可
		9				適切なセキュリティプロトコルを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	ESPを採用していること トランスポートモードの場合はAH
		10				安全性を認められた暗号アルゴリズムを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	AES-GCM, AES-CTR, AES-CBC, AES-CCM (128, 192, 256-bit keys)のいずれかを採用していること
		11			IPSecでのメッセージ認証	安全性を認められた整合性アルゴリズムを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	HMAC-SHA256以上の安全性のある方式を採用していること
		12				安全性を認められたDHグループを採用していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	DHグループとして、Group14から21, Group24, Group28から30のいずれかを採用していること
		13				PFS (Perfect Forward Secrecy) が有効になっていること	サービス仕様書 終端装置仕様書	PFSを有効とし、IKEで利用するDHグループと同等以上のDHグループを選択していること
		14			IPSec SA (Child SA) の生存時間	暗号鍵の有効な時間を設定するため、Lifetimeを有限の値で設定していること	サービス仕様書 終端装置仕様書	Lifetimeを8時間以内の値に設定していること
		15			通信に用いる秘密鍵の管理	秘密鍵が漏洩すると盗聴される危険性があるため、秘密鍵について適切な管理を行うこと	サービス仕様書 終端装置仕様書	秘密鍵の利用環境での保持及び配送経路に対する安全性が担保されていること
		16			提供事業者の確認	(接続中継地点がある場合) 電気通信事業法に従い、電気通信事業の届出を行っている事業者であること	登録控え	通信事業者であること
		17			要求に応じたVPN接続の運用	通信の必要がないときはVPN接続を行わない機能を用い、運用を行うことについて、サービス仕様明記されており、サービスを利用する契約者と確認していること	運用仕様書 サービス仕様書 サービス説明書	通信の必要がないときは、VPN接続を行わない機能を実装し、運用についてサービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
		18				(接続制御装置(サーバ)が別途ある場合) 接続制御装置が設置してあるサービス拠点について、本チェックリストの2. サービス拠点の基準を満たしていること	本チェックリストの2. サービス拠点の項目に準じる	接続制御装置の設置箇所について、本チェックリストの2. サービス拠点の項目について全て基準を満たしている

整理番号					評価対象プロダクト名			
項番			大分類	中分類	要件	確認項目	主要要素	評価基準
大分類	中分類	小分類						
4								
	1	1	その他	サービスの共有	(複数のサービスを運営している場合)サービスの分離	(サービス拠点で施設・資産の共有がある場合)別途行われているサービス同士について、影響がないことについて確認していること	契約書 サービス仕様書	サービス拠点で施設・資産の共有がある場合に、サービス同士が影響を与えない方式をとっていること また、サービス同士が影響を与えないことについて、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること
		2				(プロダクトの責任範囲に含まれる提供先(お客様環境等)の中で、施設・資産の共有がある場合)別途行われているサービス同士について、影響がないことについて確認していること	契約書 サービス仕様書	提供先(お客様環境等)の中で施設・資産の共有がある場合に、サービス同士が影響を与えない方式をとっていること また、サービス同士が影響を与えないことについて、サービスを利用する契約者の同意を得るために書面で明確にしていること